



## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

### 1 事業の経過

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）において、子育て世帯への臨時特別給付金（子ども1人当たり一括給付10万円：子育て支援課で対応）及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（住民税非課税世帯等への1世帯当たり10万円の現金給付：子育て世帯等臨時特別支援事業プロジェクトチーム）を、可能な限り迅速かつ的確に行うため、本市では、令和3年12月20日、子育て世帯等臨時特別支援事業プロジェクトチームを設置し、対応してきました。

当該事業に関し、子育て世帯への臨時特別給付金については、令和4年4月末をもって事業が完了し、一方、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、給付金の申請期限が令和4年9月30日までとなっていることから、支給事務等が令和4年度に及ぶため、予算を繰り越して現在も事業を継続しています。

### 2 令和4年度の国の方針

このたび、国では「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日関係閣僚会議）」において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、本来、家計急変により受給資格がある（非課税世帯相当世帯）にもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付の形での運用改善が図られることとなりました。

### 3 今後の進め方

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関しましては、次のとおり対応します。

- （1）令和3年度からの継続事業において、令和3年1月から12月の家計急変世帯については、これまでの申請方式から、令和4年度の課税情報を活用したプッシュ型方式に変更し支給します。（但し、令和3年分の非課税分又は家計急変世帯に対する給付分のいずれかを受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯に、令和4年度非課税世帯として、再度支給されるものではありません。）
- （2）事務の執行に関しては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチームを令和4年6月1日設置し、事務を引き継ぎ対応します。（子育て世帯等臨時特別支援事業プロジェクトチームは令和4年5月31日をもって廃止）